

合理的配慮に関するガイドライン

富士市立看護専門学校では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」に基づき、障害の有無にかかわらず全ての学生の「学ぶ機会の保障」と「教育を受ける権利の行使」のため、合理的配慮の提供に努めます。

本ガイドラインは、合理的配慮の提供に関する基本方針を明確にするために策定します。

1 合理的配慮とは

障害者差別解消法において合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。本校では、障害のある学生の平等な修学の機会を保障するため、学校等が行う必要かつ適当な変更・調整のことで、学校等において教育を受けるときに個別に必要とされるものであり、かつ、学校等に対し体制面や財政面で過度の負担を課さない配慮のことをいいます。

2 合理的配慮の提供対象者及び提供範囲

(1) 配慮の提供対象者

合理的配慮の対象となる学生は、障害者差別解消法に定める障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）で、本人が配慮を受けることを希望し、その必要性が認められたものとします。また、原則として、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料があるものとします。

(2) 配慮の提供範囲

合理的配慮は修学に関する事項（授業、試験、特別活動等への参加など）について提供するものとし、障害のある学生の個別ニーズに基づいてその提供範囲を検討します。

(3) 配慮の範囲として認めないもの

次に掲げる事項に関することは合理的配慮の提供範囲に含めません。

- ・教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- ・看護師国家試験受験資格の付与や卒業要件を変更・緩和すること
- ・成績評価に関する基準を変更・緩和すること
- ・学校教育とは関係のないプライベートにおいて必要な配慮を提供すること
- ・学校の現状に照らして体制面、財政面等において、学校に対して過度の負担を課し、均衡を失し秩序を乱す懸念が生じること

3 合理的配慮実施までの流れ

原則として、合理的配慮の提供を受けようとする学生は、合理的配慮申出書に必要書類を添えて学校に提出する必要があります。学校は当該申出がなされたときは、学生との建設的対話

を実施し、配慮内容に関する個別的で具体的な対応を検討し、決定します。合理的配慮実施後も、学生本人や教育環境の変化を勘案し必要に応じて配慮内容の見直しをしていきます。なお、この申出を行うことで、対象学生の学校生活や単位認定にかかる評価に不利が生じることはありません。

- ① 相談：配慮を求めたい学生（入学予定学生を含む）は教職員に相談する。
- ② 申出：学生は「合理的配慮申出書」を記入し、診断書等の必要書類とともに学年担当教員もしくは教務長に提出する。
- ③ 面談・協議：「合理的配慮申出書」及び診断書等に基づき副校長が面談し、その後、配慮内容を教員会議で協議する（場合によっては保護者との面談も必要）。
- ④ 調整：副校長は教員会議で協議された配慮内容を学生（場合によっては保護者同席）に説明し、学生と合意形成を図る。
- ⑤ 決定：上記のプロセスを経た配慮内容は副校長が学校長に報告をし、学校長の承認を得て決定する。
- ⑥ 実施：決定した配慮内容を学生及び教職員に通知（合理的配慮決定通知書）し、配慮の提供を開始する。
- ⑦ 評価・改善：配慮の提供開始後、定期的に面談等を行い必要に応じて配慮内容を調整し改善につなげる。

4 申出時における留意事項

- ・申出書は、希望する配慮内容の提供を約束するものではありません。また、これまで提供されていた配慮内容が、必ずしも本校で提供可能なものとして認められるものではありません。
- ・申出書は、合理的配慮の目的に限り使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することはありません。ただし、必要に応じ情報の一部または全部を関係者間で共有する場合があります。
- ・看護専門学校の特性上、臨地実習やシミュレーション教育等における合理的配慮については、患者等の安全確保、臨床現場のルール遵守等も踏まえ、個別の状況に応じて慎重に検討します。合理的配慮の実施が臨床現場の安全管理やチーム医療に重大な支障を及ぼす場合又は看護師としての資質・能力に関わる教育の本質的な部分（看護師として安全かつ適切に業務を遂行するために不可欠な知識、技能、倫理観など）に影響を及ぼす場合は、配慮内容の調整や配慮の提供の停止をすることがあります。

令和7年8月7日実施